

第2回鳥取市消費者行政審議会 会議概要

【開催日時】

平成31年3月12日（火） 15:00～16:30

【開催場所】

鳥取市立中央図書館 多目的ホール （鳥取市役所駅南庁舎2階）

【参加者】

出席委員 民野千秋委員、山根滋子委員、平尾昭一委員、岡田安弘委員、
青木博之委員、松本公彦委員、田見栄委員、原田綾委員、
中山実郎委員、谷口一真委員、
（15名中10名出席）

事務局 見生消費生活センター所長、川口消費生活センター副所長、
金谷消費生活センター企画員

傍聴者 なし

【次第】

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 委員の交代について
- 4 協議事項
 - （1）消費生活相談の状況について 資料1
 - （2）鳥取市消費生活プランに関する取組み状況について 資料2
 - （3）鳥取市消費者行政基本方針に基づく取組み状況について 資料3
- 5 その他
- 6 閉 会

【協議事項に関する質疑・意見】

○消費生活相談の状況について

（委員）消費生活センターでは、詐欺という犯罪の対応までやっておられ、大変ご苦労されていると思う。実は家族にも架空請求のはがきが届いておりました。被害防止のた

めにはなぜこれらが詐欺なのかということを知ってもらい、理解を深めることが必要だと感じます。

ただ、被害防止の報道は、かなり被害が出た後の場合がおおく、そのころには、犯罪者側は、手を変えてくるという馳ごっこになっているということを感じます。

また、先日講演会を行った時、特定商取引法が改正になって、押し買いも訪問販売法の中に入るということを知らなかった方が多かったです。

被害防止のための教育を浸透させる難しさを感じています。

○鳥取市消費生活プランに関する取組み状況について

(委員) 私たちの組合でも配達を担当者に消費者被害のことをしっかり学んでもらい、なんかおかしいなと、という風にきづいたときにすぐ行動に移せるような知識をもつことが大事だと思っています。

若い人も含めて、消費について学ぶ機会をつくり、地域を見守っていくことが大事ではと思いました。

(委員) 小学校では、今の教科書では、5年生で「上手に使おうお金ともの」という授業单元があります。また、2020年には学習指導要領が変わり、新たに、売買契約の基礎というものも入ってきます。成人年齢が下がることから、小学校のときからしっかりと教えていかなければいけない時代が来ていると感じました。

エシカル消費のことについて、認知度が低いとお聞きしましたが、小学校では、地産地消や、エコバック、節電などに関連付けて授業をしていますので、もしかしたら、エシカルという言葉は子どもたちのほうが知っているかもしれません。

(委員) 中学校で一番心配なのは、スマホでのトラブルです。中学校では家庭科や社会科で消費者に関する勉強をしていますが、しっかり身についた知識になっているかが心配です。スマホなどでの被害を防ぐという点では、子どもだけではなく保護者も一緒に学びながら進めていかなければいけないと思います。

⇒(事務局) 消費生活センターとして、いただいた意見をもとに、地域とか家庭で一緒に学ぶ機会が作れないかといった目線持ちながら考えていきたいと思っています。

(委員) 高齢者の中でも、知らず知らずのうちに被害に遭ってしまうということがあるので、私でもインターネットで訳の分からない通知が出てきて困ったことがあります。若い家族がいる方はいいですが、そうでない方はどこに相談すればいいかわからず、被害に遭うことがあるのではと思うと怖いです。

⇒（事務局）相談窓口として消費生活センターの周知を図っていきます。

（委員）当行では、親子で学ぶお金の使い方をテーマに、親子向けの金融セミナーを警察や財務事務所、民間企業などの関係機関と一緒に実施しました。参加いただいた方には好評だったのですが、こうしたテーマにより多くの方に関心を持っていただくためにどう取り組んでいくかが課題だと思いました。

消費生活センターや審議会の皆さんと協力しながら進めていければいいのでは考えているところです。

⇒（事務局）本審議会を通じて、意見交換や取組みの情報共有をする中で、つながりをつくりながら、様々な施策に取り組んでいければと考えております。

○その他

（事務局）消費者行政基本方針については、前回の会議で今年度の見直しを検討すると説明をしておりましたが、これから、国の消費者行政推進の基本的な計画となります。消費者基本計画の見直しや、本市の総合計画や、消費生活プランの見直しがあり、これらを踏まえながら進める必要があると考えます。

そのため、現在の基本方針については、組織の名称等、現在変更になって部分について修正をしたうえで、これら計画の状況を踏まえながら、見直しについて検討していきたいと考えます。

⇒（委員）事務局案について了承